

# 引取業者登録の手引き

## 藤沢市役所環境総務課

はじめに

藤沢市内において、使用済自動車の引取りを業として行うためには、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、藤沢市長の登録を受けなければなりません。

有効期限は登録日から5年間となります。フロン回収破壊法で登録を受けられた方は、フロン回収破壊法で最初に登録された事業所の登録日から5年間が有効期限となります。

**この手引きは、引取業者の登録事務手続き等について説明しております。**

### 自動車リサイクル法の目的

この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 1 使用済自動車とは・・・

使用済自動車とは、自動車のうち、その使用を終了したものをいいます。

なお、カーエアコン付きの使用済自動車でフロン類の回収が必要なものにあつてはフロン類回収業者に、その必要がないものにあつては解体業者に引き渡すことになります。

### 2 引取業者の登録が必要な方は・・・

藤沢市内で、自動車所有者から使用済自動車の引取りを業として行おうとする事業者は、藤沢市長の登録を受けなければなりません。

### 3 登録手续をするには・・・

#### 藤沢市役所環境総務課

(藤沢市朝日町1-1 本庁舎8階 0466-50-3529) に、次ページの添付書類を添えて登録申請書を提出してください。

## 4 登録申請手続

### (1) 登録申請書の提出

提出部数は、正本1部、副本1部（但し、副本は申請書の控え）としてください。なお、副本はコピーでもかまいません。受付は平日午前9時から11時までと午後1時から3時までとなります。

### 提出書類

種類	内容
申請書	引取業者登録申請書（省令様式第一）
添付書類	申請者が法第45条第1項各号（第1号から7号まで）のいずれにも該当しないことについての <b>誓約書</b>
	申請者が個人である場合は、 <b>住民票の写し</b> （又は外国人登録証明書）
	申請者が法人である場合は、 <b>登記事項証明書（商業登記法に係るもの）</b>
	申請者が未成年である場合は、その法定代理人の <b>住民票の写し</b>
	申請者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を <b>説明する書類</b>

※住民票の写し（又は外国人登録証明書）、登記事項証明書は、発行後3か月以内のもの。

### ☆登録基準について

○登録を行うには以下の基準のいずれかを満たすことが必要となります。

- ・使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること。
- ・使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者\*が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有すること。

※「十分な知見を有する者とは」

自動車の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した方、例えば、フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者、自動車電気装置整備士、その他自動車整備業務、エアコン整備業務、フロン類回収業務の経験を有する者等が十分な知見を有する者と考えられますので、それらの資格を証する書類の写し、講習会修了書の写し等を添付してください。

○また、欠格要件（法第45条第1項各号）に該当していないことが必要となります。

(2) 登録申請手数料：4,000円

申請書の記載内容について事前に窓口担当者の確認を受けた後に、納付書により市内派出銀行にてお支払いください。登録通知書は後日お渡しします。

**※登録通知書の交付について、郵送をご希望の方は、切手を貼った返信用封筒をご用意ください。**

引取業を行うためには、別途（財）自動車リサイクル促進センターが運用する自動車リサイクルシステムへ事業者登録の手続を行う必要があります。

○自動車リサイクルシステムの登録についての問い合わせ先

自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター

電話050-3786-8822

自動車リサイクルシステムコンタクトセンター（コールセンター）

電話050-3786-7755

（財）自動車リサイクル促進センター内

## 5 登録後の引取業者の責務は・・・

### (1) 引取義務

自動車所有者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由※がある場合を除き、必ず引き取らなくてはなりません。（法第9条）

なお、引取りの際には、リサイクル料金（シュレッダーダスト、エアバッグ、フロンに係るリサイクル料金、資金管理料金及び情報管理料金）が資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）に預託されている旨の確認が必要となります。（法第9条）

※＜正当な理由とは＞

- ① 天災等やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合  
（例：事務所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難である場合）
- ② 使用済自動車に異物が混入している場合（例：使用済自動車に他のごみが詰められている場合）
- ③ 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合。  
（例：大量一括持ち込みの要請がある場合、乗用車販売店に大型商用車が持ち込まれる場合等自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合）
- ④ 使用済自動車の引取りの条件が通常の取引の条件と著しく異なるものである場合  
（例：極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合、条件交渉なく一方的に使用済自動車等が置いていかれてしまう場合）
- ⑤ 使用済自動車の引取りが法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（例：盗難車と分かっている引取る場合、リサイクル料金の支払いがないのに引取りを要請される場合等）

## (2) 書面交付義務

使用済自動車の引取りを行ったときは、最終所有者に引取りの書面（引取証）を交付しなければなりません。（法第80条）

## (3) 引渡義務

使用済自動車の引取りを行ったときには、フロン類が充填されたカーエアコン搭載の有無を確認し、搭載されている場合にはフロン類回収業者へ、搭載されていない場合には解体業者へ引き渡さなくてはなりません。（法第10条）

## (4) 報告義務

使用済自動車の引取り・引渡しから3日以内に、原則として電子マニフェスト制度を利用して、情報管理センター（(財)自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行わなくてはなりません。（法第81条第1項・第2項）  
なお、法に定める手数料を納めて移動報告を書面で提出することができます。（法第82条第3項）

### ※電子マニフェストとは

自動車リサイクル法では、関連事業者（引取業者、フロン回収業者、解体業者、破碎業者）が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際、一定期間にその旨を情報管理センター（(財)自動車リサイクル促進センター）に原則パソコンによる電子情報で報告する電子マニフェスト制度が導入されました。

電子マニフェストの主な機能は

- ① 使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保
- ② リサイクル料金等の支払いの根拠
- ③ 関連制度への情報提供
- ④ 使用済自動車等に関する統計情報の整備

が挙げられます。電子マニフェストを使用することにより、情報管理センターが情報を一元管理することが可能になり、使用済自動車等の移動に伴うマニフェストの送付・回付の際の紛失・混乱が防止され、閲覧も可能となります。

## (5) 運搬時の義務

引取業者が、使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従わなくてはなりません。（法第122条第7項）

## (6) 標識の掲示を行う義務

引取業者は、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、縦・横20cm以上であって、氏名又は名称、登録番号を記載した標識を掲げる必要があります。（法第50条）

(7) 次の届出を行う義務（法第46条、第48条）

① 廃業等の届出 当該事実が発生した日から30日以内に届出	
② 変更の届出 → 【変更届出書 [省令様式第2号]】 次に掲げる事項に変更があったときは、当該事実が発生した日から30日以内に届出	
変更事項	添付書類
ア 個人の氏名及び住所	○ 誓約書 ○ 住民票の写し（又は外国人登録証明書）
イ 法人の名称及び所在地	○ 誓約書 ○ 登記事項証明書（法人の名称及び所在地の変更前及び変更後の内容が確認できるもの）
ウ 事業所の名称及び所在地	○ 誓約書
エ 法人の役員	○ 誓約書 ○ 登記事項証明書（役員等が就任、退任したことが確認できるもの）
オ 法定代理人	○ 誓約書 ○ 住民票の写し（又は外国人登録証明書）
カ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	○ 誓約書 ○ フロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類 ※ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有する者が確認できる書類（例えば、自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し、業界団体等が行う講習の受講修了証の写しなど）

(8) 登録の更新について

登録有効期間は5年間です。期限が到来するときは、更新申請の手続きを行うことが必要です。